

和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

1. 障害者差別解消法(抜粋)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 障がい者差別解消支援地域協議会の機能

①差別解消支援地域協議会に求められる機能

- 関係機関等による差別事案への対応、共有
- 差別解消に向けた相談体制整備、解決にかかる取組
- 差別解消にかかるネットワークの構築
- 差別解消にかかる障がい者理解の促進(普及啓発)

②内閣府作成の手引きより

内閣府作成の手引きでは、会議の運営方法の1つとして、効率的に協議を行うために「代表者会議」と「実務者会議」を設置するとある。

●代表者会議

- ・基本的な運営方針の検討
- ・政策提言
- ・各種取組みの決定
- ・相談体制の構築

●実務者会議

- ・実態把握や情報収集
- ・紛争の防止、解決に向けた協議や共有
- ・差別解消にかかる取組の共有等
- ・差別解消にかかる周知や障がい者理解の促進

③位置づけ

●附属機関としての位置づけとしては、市の施策そのものへの審議や諮問、調査などであり、上記のような機能とは異なる性質があるものと考えられる。

したがって、自立支援協議会そのものや専門委員会という位置づけとは異なる位置づけとする。

●自立支援協議会は「保健・医療・福祉・就労などの専門機関等によるネットワークの構築」という趣旨から考えると、自立支援協議会とひもづけることは性質が異なるものとする。

したがって、自立支援協議会とのひもづけでなく、施策推進協議会とのひもづけを考える。

④上記のことを踏まえた考え方

- 要綱レベルでの会議の設置
- 施策推進協議会との関連性の位置づけ

3. 和泉市障がい者差別解消支援地域協議会の設置

①位置づけ

- 差別解消法第16条に基づく地域協議会
- 施策推進協議会の下部組織

②取扱い事項

- 差別事案への個別対応・体制の整備
- 理解促進・環境整備

③関連事業等

あいサポート運動の推進・手話言語・コミュニケーション促進条例の推進・ここフェス